

静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、市有施設における感染防止方針（令和2年5月18日策定）に基づく感染防止対策を講じた上で本市のスポーツ施設に観客を入場させてスポーツイベントを開催する事業を支援することにより、市民のスポーツ参画を促進し、もってスポーツの振興を図るため、スポーツイベントを開催する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるスポーツ施設の利用者が入場料又はこれに類するものを徴収してスポーツイベントを開催する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 静岡市中央体育館
- (2) 静岡市北部体育館
- (3) 静岡市西ケ谷総合運動場
- (4) 静岡市清水総合運動場
- (5) 静岡市清水庵原球場
- (6) 静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、施設及び附帯設備の利用料金とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、スポーツイベント緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、利用日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、スポーツイベント緊急支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定しない。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更又は中止の承認)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめスポーツイベント緊急支援補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の変更又は中止の内容が分かる書類

(2) 変更収支予算書

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更又は中止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、スポーツイベント緊急支援補助金事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が終了したときは、速やかにスポーツイベント緊急支援補助金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る実績が補助金の交付の目的及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、スポーツイベント緊急支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第13条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、第5条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第10条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第6条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年6月4日以後に実施した補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

スポーツイベント緊急支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
申請者 氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名] ⑩
電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 事業の目的（効果）

4 事業内容

5 実施場所

6 事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

7 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

スポーツイベント緊急支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付の時期

4 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第10条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第3号（第8条関係）

スポーツイベント緊急支援補助金事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 〕	
申請者	氏名		〔 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕
	電話番号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止）について、静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

スポーツイベント緊急支援補助金事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止）については、静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり承認をしたので通知します。

承認の内容

様式第5号（第10条関係）

静岡市スポーツイベント緊急支援補助金事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
報告者 氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了
したので、静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとお
り関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

スポーツイベント緊急支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市スポーツイベント緊急支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業の名称

- 2 交付決定額 円

- 3 交付確定額 円

様式第7号（第13条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
報告者 氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ㊞
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたスポーツイベ
ント緊急支援補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円